



お知らせ

令和8年4月1日以降に公告又は指名通知を行う建設工事の競争入札から「入札金額見積内訳書」の取扱いが変わります。

赤字が今回変更箇所

別添1 (建設工事用記載例)

「必ず記入」とした欄の記入漏れ(行の削除等を含む)は、無効です。

入札金額見積内訳書

工事名				左欄は必ず記入	
工事場所				左欄は必ず記入	
入札参加者	所在地			左欄は必ず記入	
	名称・商号				
	代表者名				
入札額の内訳					
直接工事費	費目	数量単位	金額(円)		
	〇〇工	1式		左欄は必ず記入	
	〇〇工	1式		左欄は必ず記入	
	〇〇工	1式		左欄は必ず記入	
	〇〇工	1式		左欄は必ず記入	
	〇〇工	1式		左欄は必ず記入	
	計(A)			0	自動計算
	うち材料費	1式			
	うち労務費	1式			
	間接工事費	共通仮設費	1式		左欄は必ず記入
現場管理費		1式		左欄は必ず記入	
うち法定福利費の事業主負担額		1式			
うち建退共制度の掛け金		1式			
計(B)		1式	0	自動計算	
工事原価(C=A+B)				0 自動計算	
一般管理費等(D)		1式		左欄は必ず記入	
工事価格(E=C+D)				左欄は必ず記入	
うち安全衛生経費		1式			
入札額 (埼玉県電子入札共同システムへの入力金額)				左欄は必ず記入	

直接工事費計が官積算の97%以下の場合は「建設Gメン」に通報する場合があります。

記載内容の誤りや記入漏れは原則無効です。(※)

直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計が工事価格及び入札額のいずれにも一致しない場合は無効です。

工事価格と入札額が異なる場合は原則無効です。(※)
入札額が調査基準価格を下回る場合は、工事価格と入札額の差異を一般管理費等で調整することにより、工事価格を入札額に一致させた上で、数値的判断基準による判定を行います。

埼玉県電子入札共同システムに入力した入札額と異なる場合は無効です。

※無効にならない場合もあります。

追記項目

注1 入札参加者は「入札金額見積内訳書」を提出する際に、必ず「入札金額見積内訳書」を提出する。
注2 上記の入札額・入札金額見
注3 「左欄は必ず記入」を提出した者が

詳細は入札課HP <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html> をご確認ください。

【お問合せ先】

入札課企画・公共調達改革担当

TEL : 048-830-2723 , 2734

E-mail : a2720-02@pref.saitama.lg.jp

入札課HP

